

高鍋町告示第19号

平成30年第2回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年6月1日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 平成30年6月7日(木)

2 場 所 高鍋町役場議場

○開会日に応招した議員

池田 堯君	水町 茂君
山本 隆俊君	津曲 牧子君
岩村 道章君	岩崎 信や君
緒方 直樹君	柏木 忠典君
後藤 正弘君	中村 末子君
黒木 博行君	黒木 正建君
春成 勇君	八代 輝幸君
青木 善明君	永友 良和君

○6月11日に応招した議員

同上

○6月12日に応招した議員

同上

○6月13日に応招した議員

同上

○6月18日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

平成30年6月7日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
 - (2) 議員派遣の報告
 - (3) 常任委員会行政調査報告
 - (4) 例月現金出納検査結果報告
 - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて(専決第1号) [高鍋町
税条例の一部改正について]
- 日程第5 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号) [高鍋町
国民健康保険税条例の一部改正について]
- 日程第6 報告第1号 平成29年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 報告第2号 平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越
計算書について
- 日程第8 報告第3号 平成29年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び平成30年度
会計予算について
- 日程第9 報告第4号 平成29年度株式会社高鍋めいりんの里会計決算及び平成30
年度会計予算について
- 日程第10 同意第4号 教育長の任命について
- 日程第11 議案第39号 平成30年度高岡・上永谷線道路改良工事(その4)請負契約
について
- 日程第12 議案第40号 樋渡地区津波避難タワー建設工事請負契約について
- 日程第13 議案第41号 一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団規約の変更に関する協議
について
- 日程第14 議案第42号 町道路線の認定について
- 日程第15 議案第43号 町道認定路線の変更について
- 日程第16 議案第44号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関す
る条例の一部改正について
- 日程第17 議案第45号 高鍋町税条例の一部改正について

- 日程第18 議案第46号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第19 議案第47号 高鍋町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の一部改正について
- 日程第20 議案第48号 高鍋町公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 日程第21 議案第49号 平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第50号 平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第51号 平成30年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第52号 平成30年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
 - (2) 議員派遣の報告
 - (3) 常任委員会行政調査報告
 - (4) 例月現金出納検査結果報告
 - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）〔高鍋町税条例の一部改正について〕
- 日程第5 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）〔高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について〕
- 日程第6 報告第1号 平成29年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 報告第2号 平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第8 報告第3号 平成29年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び平成30年度会計予算について
- 日程第9 報告第4号 平成29年度株式会社高鍋めいりんの里会計決算及び平成30年度会計予算について
- 日程第10 同意第4号 教育長の任命について
- 日程第11 議案第39号 平成30年度高岡・上永谷線道路改良工事（その4）請負契約について
- 日程第12 議案第40号 樋渡地区津波避難タワー建設工事請負契約について
- 日程第13 議案第41号 一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団規約の変更に関する協議

について

- 日程第14 議案第42号 町道路線の認定について
日程第15 議案第43号 町道認定路線の変更について
日程第16 議案第44号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第17 議案第45号 高鍋町税条例の一部改正について
日程第18 議案第46号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第19 議案第47号 高鍋町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の一部改正について
日程第20 議案第48号 高鍋町公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
日程第21 議案第49号 平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）
日程第22 議案第50号 平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第23 議案第51号 平成30年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第24 議案第52号 平成30年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）

出席議員（16名）

1番	池田 堯君	2番	水町 茂君
3番	山本 隆俊君	5番	津曲 牧子君
6番	岩村 道章君	7番	岩崎 信や君
8番	緒方 直樹君	10番	柏木 忠典君
11番	後藤 正弘君	12番	中村 末子君
13番	黒木 博行君	14番	黒木 正建君
15番	春成 勇君	16番	八代 輝幸君
17番	青木 善明君	18番	永友 良和君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川野 和成君 事務局長補佐 岩佐 康司君
議事調査係主査 橋本 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	黒木 敏之君	副町長	……………	児玉 洋一君
教育長	……………	島埜内 遵君	教育委員長	……………	黒木 知文君
農業委員会会長	……………	坂本 弘志君	代表監査委員	……………	黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………			……………	河野 辰己君
財政経営課長	……………	徳永 恵子君	建設管理課長	……………	恵利 弘一君
農業政策課長兼農業委員会事務局長	……………			……………	横山 英二君
地域政策課長	……………	渡部 忠士君	会計管理者兼会計課長	…	鳥井 和昭君
町民生活課長	……………	山下 美穂君	健康保険課長	……………	宮越 信義君
福祉課長	……………	中里 祐二君	税務課長	……………	杉 英樹君
上下水道課長	……………	吉田 聖彦君	教育総務課長	……………	野中 康弘君
社会教育課長	……………	稲井 義人君			

午前10時00分開会

○議長（永友 良和） おはようございます。

只今から平成30年第2回高鍋町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） おはようございます。

6月4日、第3会議室において、委員全員及び議長、副議長はオブザーバーとして、執行部より副町長、総務課長、財政経営課長、議会より事務局長及び補佐が参加し、第3会議室において議会運営委員会を開きましたので、その経過と結果を報告いたします。

第2回定例会では、地方税法改正などによる専決処分議案2件、一般会計及び高鍋町工業用地造成に係る繰越明許費繰越計算書2件、高鍋町出資が50%を超過高鍋衛生公社、高鍋めいりんの里の決算及び予算が2件、合計4件の報告があります。

6月30日で任期満了となる教育長についての同意案1件、高岡・上永谷線の道路改良工事と樋渡地区に建設される津波避難タワー建設に係る請負契約案件2件、キヤノンが水利用に関して当初計画していた一ツ瀬川営農飲雑用水を町水道に変更されたことによる一ツ瀬川営農飲雑用水を所管している企業団規約を改正するに当たり、町議会の議決が必要であるため、そのための議案が1件、キヤノン関係の道路の路線変更が出てきたことによる町道路線認定及び変更が出てきました。

また、新たに社会教育課で管理している施設における管理運営を一括して行うための非常勤職員配置による条例改正、その他税条例、国民健康保険税条例、都市公園などの設置基準、公民館の設置管理など、条例の一部改正が5件となります。

平成30年度一般会計など、補正予算が4件、報告を含めた合計21件が今回提出されました。

なお、同意及び契約案件と議案第41号については、本日提案、質疑、討論、採決とな

ります。ほかの議案は、常任委員会、特別委員会へ審査を付託することとなります。

委員に対して質疑を求めましたが、ありませんでした。

次に、議会事務局長から日程の説明を受け、一般質問者が8名で、2日間とすることなどの説明がなされました。これ以外にも、議員発議などが提出予定ですが、まだ提出していませんので、後日、再度、議会運営委員会を開くこと、日程については問題ないことを確認し、委員全員の意見の一致を見たところです。

以上、報告いたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（永友 良和） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、15番、春成勇議員、16番、八代輝幸議員を指名いたします。

日程第2. 諸報告

○議長（永友 良和） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、これにより朗読及び説明を省略して差し支えありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、議長の会務報告は朗読及び説明を省略いたします。

次に、議員派遣の報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、このとおり派遣いたしましたので、これにより報告といたします。

次に、常任委員会行政調査報告を求めます。

まず、総務環境常任委員会の報告を求めます。委員長、岩崎信や議員。

○総務環境常任委員会委員長（岩崎 信や君） おはようございます。

総務環境常任委員会の行政調査について報告いたします。

日時は、5月8日と9日です。参加者は、総務環境常任委員全員、議会事務局長、町民生活課長の8名で、倉敷市と岡山市を訪問し、調査しました。

初めに、倉敷市では、消防局防災センターで、災害に強い人とまちづくりについての調査を行いました。この防災センターは、平成9年に、倉敷市で唯一の体験型学習施設として、市民の防災意識の高揚と防災対応力の向上を図ることを目的に設立されました。設備が老朽化したため、平成27年に各コーナーの機器を一新するとともに、中央の地形模型を汎用型のある倉敷市MYハザードマップとして更新されました。このハザードマップは、グーグルマップを基本ソフトとした映像を投影し、自宅から避難所までのルートを作成するもので、来館者が倉敷市内の自宅の住所を入力すると、自宅から付近の数カ所の避難所が示されるものです。地震や災害避難などの体験施設もリニューアルされ、これにより小

学生などの来館者が増加しているとのことでした。

2日目は、岡山市で、ごみ袋に関する研修を行いました。岡山市では、平成21年度からごみ袋の有料指定袋を導入し、このときから広告を募集し、袋の作成費用に充当しているとのことでした。広告企業は入札により選考し、現在は、産業廃棄物処理業者が550万円で3,600万枚の袋に広告が印刷されています。ごみの分別に対する考え方は、本町とは異なり、同じ袋を燃えるごみ、不燃ごみ、資源物など、使い分けしています。また、ボランティアに対しては、申請により「ボランティア」と表示した袋が無料で用意されています。また、特徴的なことに、減免措置があり、生活保護、低所得、乳幼児、障がい者、要介護の世帯に対して配布されています。そして、また、ごみ分別アプリが28年9月から配信されており、スマートフォンなどにダウンロードすると、収集日カレンダーや分別事典、ごみの出し方などがわかるようになっています。全てに興味深く、いろんな意見があり、広告のほか、減免措置についての質問も多くありました。本町でも、できるものなら実現に向けて検討すべきことがたくさんあると思われました。

ちなみに、袋は、このような袋であります。

以上、報告いたします。

○議長（永友 良和） 次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。委員長、後藤正弘議員。

○産業建設常任委員会委員長（後藤 正弘君） おはようございます。

産業建設常任委員会の行政調査について報告いたします。

日時は、5月15日から16日までの2日間、参加者は、常任委員3名、事務局1名、建設管理課課長1名、農業委員会局長補佐1名の合計6名で、鹿児島県始良市及び日置市を訪問調査いたしました。

なお、事前に調査項目をお願いしてありましたので、主にその項目に基づいて報告させていただきます。

1日目は、鹿児島県始良市の非農地による守るべき農地の明確化と農地台帳整備について、農地パトロールについて、農業委員及び農地利用最適化推進委員の役割について報告させていただきます。

鹿児島県始良市は、2010年3月に、始良市、加治木町、蒲生町の3町が合併した都市で、鹿児島県中央部に位置し、人口7万5,000人の鹿児島市のベッドタウンとして現在発展しています。

初めに、荒廃する農地に対する取り組みとして、始良市農業再生協議会を主体として、中山間地域等直接支払制度、農地水保全管理支払交付金、鳥獣被害防止対策事業を利用し、発生防止に努め、始良市独自の取り組みとして、耕作放棄地解消機械（フレールモア）2台、深土破砕機（サブソイラ）1台、溝掘機1台、深耕ロータリー1台を設置し、市から民間へ貸し出しにより、荒廃農地の自主的解消推進を行っていました。

また、遊休農地調査の実施を行い、その結果、始良市では、山林や原野化している農地

が非常に多いことがわかり、その原因として、国の減反政策により、代わりに植林が行われ、水田の生産調整の保全管理地が原野化していることがわかり、そのまま放置しておく、全筆調査の効率が悪く、調査は非常に時間がかかり、農地として残すべき土地が簡単に把握できないなどの問題が発生し、今後、意向調査、解消指導まで手が回らないなどの問題が生じるため、地図システムの整備を行い、航空写真と連動させ、農地か非農地の判断を写真上でを行い、その写真をデータ化し、農業委員、農地利用最適化推進委員へ、そのデータを野帳として渡し、現地で調査確認を行った結果、農地か非農地かの判断を迅速化でき、非農地化判断をスピード感を持って進めることができ、守るべき農地を明確化できたそうです。

非農地化判断は、一見、農地を守る農業委員会の使命と相反するように思われますが、農業委員会が農地性がないと判断した土地がいたずらに放置されてしまえば、かえって調査や指導対象地がふえ、結果、守るべき農地の有効利用に専念できない弊害を生む。よって、特段の注意を要する場合を除いては、非農地化を早急に進め、守るべき農地を明確化すると説明があり、質疑に入り、委員より、耕作放棄地をふやさないため、今後、どのような案があるかの問いに、全ての農地に対し、アンケート調査を行い、次に、その中から課題を見つけ、新たな対策を講じていくことを考えている。次に、委員より質疑があり、農地パトロールを行い、その中で農地の違反転用を行っている場合はどうしているかの問いに、法的に言えば、現状に返せる。しかし、倉庫など、基礎を要するものに関しては、農地転用などの追認案件として始末書をつけて容認している場合もあるとの回答でした。

これまで説明を受け、思ったことは、始良市の農業に対する考え方は、さすが先進地域の農業委員会だと思いました。農業を守るだけが今までの農業委員や農地利用最適化推進委員の役割ではなく、地域・農家の現状をよく把握し、高齢化や担い手不足の現状を把握し、荒廃した農地を早く農地か非農地の農地判断を行い、農業の活性化につなげていく。また、非農地判断された農地を、さらに材料置き場、駐車場として活用し、商業の発展につなげていく。このような取り組みを行う始良市は、さらに農商工が発展していくまちだと思いました。機会があれば、また2、3年後には、また寄ってみたいまちとも思いました。

続きまして、2日目は、鹿児島県日置市伊集院町へ行き、移住と空き家活用について、歴史的なまちづくりについて報告いたします。

鹿児島県日置市は、2005年5月1日、日置郡の伊集院町と東市来町、日吉町、吹上町が新設合併し、日置市が発足した都市で、人口4万8,423人で、鹿児島県中央部に位置する市で、南九州西回りの自動車道やJR鹿児島本線で隣接する鹿児島市と結ばれた鹿児島市のベッドタウンとしても発展しているまちで、また、薩摩焼の歴史にも深いかわりがある地域で、現在でも、旧東市来町美山地区などに窯元が開かれ、焼き物のまちとしても知られているところです。

初めに、空き家活用について、平成29年度1月より本格活動を行い、空き家登録推進へ力を入れている市で、固定資産税の納税通知書に全て、空き家バンク登録PRチラシの同封を行ったり、また、イベントを利用し、空き家活用相談を開催し、空き家活用のさらなる推進を行い、空き家バンク登録の運用を通して、空き家改修事業の実施、賃貸に関する借り受け人を補助対象として簡易宿舍の整備を行ったり、移住協力店に登録することで補助金を出すなどし、古い家具・道具などを処分する場合は、日置市は、8m³までの処分費用を市が負担する制度を現在実施しています。また、対象としては空き家バンク登録物件で、登録できる物件条件として、個人が移住目的とした戸建ての住宅で空き家となっているもの、空き家などに係る所有その他の権利により、空き家などの売買者は賃貸ができる方、登録に関するポイントとして、登録申し込み後、市と事業者で物件の調査を行い、登録いただいた物件は市のホームページに掲載し、契約交渉は担当の事業者が仲介を行う。市は、交渉及び売買・賃貸借用契約には一切関与しない。空き家バンクは、運営体制として宅建協会が共同で行い、システム化の構築を行っている。

説明があり、質疑に入り、空き家バンクの運営体制として宅建協会と協定を結んでいるのかの問いに、宅建協会の中でも地元協会を使い、運営体制を構築している。次に、委員より、物件の補助などがよく見受けられるが、実際、効果はどうかの問いに、実際、空き家物件に補助を出し、安い買い物を行うほうがより効果的という成果は出てきている。委員より、農地とともに空き家を買いたいという事例は多くあるのかの問いに、大変多くあるとの回答でした。

それから、次に、歴史的なまちづくりについて、概要として、城山公園があり、この公園は山城を利用した公園で、自然の地形を残しながら整備を行ったところで、本公園は約300本の桜があり、3月から4月初めは多くの方が花見に来られ、また、児童の遠足にも利用されている。また、景観整備については、街の一部の道路横に清流溝の整備を行い、コイなどを放流している。

説明があり、質疑に入り、委員より、公園の種別及び植栽されている桜の種類を教えてくださいの問いに、種別でいえば地区公園で、桜はソメイヨシノが多い。委員より、山城が4カ所あったと聞いているが、どのような城があったのかの問いに、種類としては出城で、歴史的資料は残っていないとの回答でした。

次に、山城と街の中の清流溝の現地調査を行いました。今回の視察で思ったことは、空き家バンク運営体制を我が町も早く構築し、不動産業の力を借りながら、空き家に対しての補助を早目に確立していけば、空き家対策が他の市町村よりも早く進むことを学びました。また、街並み・景観については、街灯及び防犯灯なども、景観に合わせたような色合いと形が工夫され、道路沿いに清流溝をつくり、歩く横にコイが泳ぎ、武家屋敷通りの景観をうまく出し、電柱をなくし、地中に埋設すると大きな予算が要するため、埋設せず、電柱の建つ位置などを目立たないように工夫され、少しの工夫でこんなにも臨場感を出せることをしっかりと学んでまいりました。

以上で、行政調査報告を終わります。

○議長（永友 良和） 次に、文教福祉常任委員会の報告を求めます。委員長、津曲牧子議員。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） おはようございます。

文教福祉常任委員会の行政調査について御報告いたします。

日程は5月15日から16日の2日間、委員5名、議会事務局長、福祉課長の計7名で、山梨県甲府市、埼玉県寄居町を訪問し、調査いたしました。

1日目の社会福祉法人宮前福祉会宮前保育園は甲府市内にあり、ゼロ歳から6歳の153名の園児が在籍する保育園で、赤毛のアンに出てくるグリーン・ゲイブルズをイメージした園舎の中で保育が行われています。保育事業部、給食事業部、子育て支援事業部、サテライト事業部と、4つに分かれた事業部組織で構成されており、常に子どもたちに伝えている6つの心、6つとは、私たちが子どもたちのころに読んだ物語のアンの心、ピーターパンの心、ネロの心、ハイジの心、ピノキオの心、幸福の王子の心を軸とした人格形成を目指していました。また、子ども・子育て支援新制度の補助事業として、子育て支援センターが併設され、一時預かり保育、休日保育、育児サークル、子育て支援センターの開放、アフタヌーンティー、育児相談などの事業が行われていました。

宮前保育園の窪田嘉代子園長より、パワーポイントを使っての説明をいただき、園のミッションにフォーチャイルド・フォーマザーを掲げ、子どものため、働くお母さんのために、24時間365日のありとあらゆる保育事業が展開され、地域のニーズ・必要性に応えることから、多様化するウオantz・欲求に応えることが園の特徴とする強みであり、特に、職員教育、保育プログラム、給食、利用者目線のサービス、ITのマネジメントを強みとしているとの説明がありました。

実際に保育現場を見学させていただきました。施設の中は土足可能になっており、乳幼児や特定の部屋を除いては、全て靴のままで入ることができます。その理由は、小さい子どもたちの靴の脱ぎ履きの時間を短縮するために行っているとのことでした。保育プログラムにおける5歳児のマーチングや体育ローテーションを通して、保育理念に沿った心情・意欲・態度を育てる実践の現場を見せていただきました。当日は、気温30度の暑さの中でしたが、汗びっしょりで子どもたちはマーチングの披露をしてくれました。また、園庭に設置された外国製の遊具は、見た目にもカラフルで、子どもの運動機能を高める設計・設置がなされていました。

子育て支援センターでは、お母さん方の支援や相談事業が行われており、特別な訓練を受けた職員が赤毛のアンに登場するアンとギルバートに扮し、ディズニーランドで見るようなパフォーマンスを披露して、参加している親子にその時間を楽しんでもらっている様子を見せてもらうことができました。

園長先生のお話の中で、理念を持った保育を持続的に行うこと、保護者の潜在的なニーズに改革していくこと、また、将来を見据えた保育園のあり方を検討すること、そのこと

が市町村の発展と未来に向かう子どもたちの人材育成につながり、その構造そのものが持続可能な大きなビジョンであると考えたとの言葉が強く心に残り、この言葉は、これから高鍋町の保育事業にとっての大きな課題ではないかと感じたところでした。

2日目の埼玉県寄居町の康保会玉淀園は、昭和22年に、戦後の孤児の増大により乳児院として事業が開始され、現在の場所にある園舎は平成25年に新設され、定員50名で、さまざまな理由から家庭で育てられない状況の乳幼児を小学校就学前まで預かり、家庭に代わって養育をしている施設です。

ことし4月、第27回の石井十次賞を受賞された施設であり、乳児院としては初めての受賞ということで、松本敦子副施設長より、園の理念や基本方針、歴史を聞き、また園内を見学しました。

入園までの過程は、児童相談所、市町村、民生児童委員の相談窓口を通して、児童相談所の決定を受けてからの入所となり、また、近年は、親からの虐待を受けるケースが多く、さまざまな理由により保護者と一緒に生活できない、また、保護者から離されて病院から入所する、警察から一時保護の要請があるなど、親がありながら入所措置される子どもがふえているとのことでした。親の感情でダメージを受ける子どもの命を守り、いずれは親のもとにお返しするという親子関係を健全に保つためのアフターケアなどの養育支援が行われています。

また、地域の子育て支援事業や社会貢献事業にも取り組まれ、職員の中に里親支援専門相談員を置いて里親委託の推進に力を注がれています。

また、松本副施設長は、石井十次先生の子育ての精神である孤児の自立ということを学び、そして、現代の社会の中で保護者の自立を支援していけるよう、先生の功績に一步でも近づきたいと話されていました。

最後に、この行政調査を通して、子どもを取り巻く環境の整備の必要性を強く感じたことと、また、初めて訪れた土地で初対面の方と十次先生を通してつながりを持てた2日間の視察でした。

以上で、行政調査報告を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で、常任委員会行政調査報告を終わります。

次に、例月現金出納検査結果に関する報告が提出されましたので、お手元に配付してあります。

次に、町長の政務報告を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 皆さん、おはようございます。

平成30年3月1日から平成30年5月31日までの主な政務について御報告申し上げます。

まず、蚊口西の二地区津波避難タワー開所式についてでございますが、南海トラフ巨大地震に備え、415人を収容できる津波避難タワーを3月25日に開所しました。備蓄品が収納できるベンチや太陽光パネルが設置され、近隣の方々の避難場所として重要な拠点

となるものと考えております。

次に、第27回石井十次賞贈呈式及び第36回石井十次生誕記念式典についてでございますが、4月10日、たかしんホールで開催されました。今回は、児童福祉事業に多大なる御功績を残されております社会福祉法人康保会が運営する埼玉県寄居町の乳児院・玉淀園が受賞されました。生誕記念式典では、第3回石井十次なわのおび賞の贈呈式や児童・生徒による意見発表が行われ、高鍋町が生んだ孤児の父をしのびました。

次に、立地企業の上棟式等についてでございますが、4月10日にはエイムネクスト株式会社、5月12日には株式会社井上商店、5月22日には南薩食鳥株式会社、5月31日には宮崎キヤノン株式会社による事業所や新工場の上棟式等がとり行われました。工事の安全を祈願するとともに、立地企業との意見交換会の開催やさらなる企業誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、関東地区高鍋町人会設立総会についてでございますが、5月26日、神奈川県横浜市において開催されました。総会には、49名の関東地区在住の方々に御参加いただきました。今後は、ふるさと納税の広報や町政への提言、新会員の勧誘などをお願いし、本会が本町と関東地区とのかけ橋となるよう期待しているところでございます。

以上、その他の政務につきましては、お手元の政務報告にて御確認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 以上で、日程第2、諸報告を終わります。

日程第3. 会期の決定

○議長（永友 良和） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、会期日程予定表のとおり、本日から6月18日までの12日間にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月18日までの12日間に決定いたしました。

日程第4. 議案第37号

○議長（永友 良和） 日程第4、議案第37号専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）「高鍋町税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第37号（専決第1号）「高鍋町税条例の一部改正について」提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布、同年4月1日から施行となり、税務事務に支障を来すため、関連します高鍋町税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、やむ

を得ず専決処分をさせていただいたものでございます。

改正の主な内容といたしましては、法人の町民税の申告納付において、国内と国外における二重課税の調整を行うものや、利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に対する固定資産税の減額等の改正でございます。

以上、本案につきまして御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（杉 英樹君） 議案第37号高鍋町税条例の一部改正について詳細説明を申し上げます。

別添資料の新旧対照表の1ページから21ページもあわせて御参照いただきたいと思っております。

税目ごとに説明をさせていただきたいと思っておりますので、条文等が前後いたしますが、御了承いただきたいと思っております。

まず、町民税に関する部分になりますが、税条例の第48条につきましては、法人町民税の申告納付において、租税特別措置法の規定の適用を受ける場合、控除すべき額を法人税割額から控除すること、国内と国外における二重課税の調整を行うものについて規定したものでございます。

次に、第52条につきましては、法人町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金について、申告をした後に減額更正がされ、その後、さらに増額更正等があった場合には、増額更正等により納付すべき税額のうち、延長後の申告期限前に納付がされていた部分は、その納付がされていた期間を控除して計算することについて規定をしたものでございます。

次に、第24条、第31条、第36条の2、第47条の3、第47条の5、附則第4条につきましては、地方税法の改正に伴って文言や引用条文の番号の整備を行ったもので、内容に変更はございません。

続きまして、固定資産税に関する部分になりますが、附則第10条の2につきましては、津波避難施設に係る課税標準の特例措置や特定再生可能エネルギー発電設備、太陽光・風力・水力・地熱・バイオマスを電気に変換する設備、附帯設備のことになりますが、それに係る特例措置について、地方税法において細分化されたため、規定の整備を行うものでございます。現在、高鍋町において、この施設等に該当する施設・設備等はございません。

次に、附則第10条の3第3項から11項までにつきましては、先ほどと同じく、地方税法の改正に伴って引用条文の整備を行ったもので、内容に変更はございません。

同じく附則第10条の3第12項につきましては、利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂関係になりますけど、それに対する固定資産税の減額を受けようとする者がすべき申告について規定したものでございます。

次に、附則第11条、附則第11条の2、附則第12条、附則第13条、附則第15条につきましては、固定資産税の負担調整措置等の現行の仕組みをさらに3年間延長すると

いうものでございます。

最後に、各税目に共通する部分になりますが、第20条、附則第3条の2につきましては、今回の条例改正に伴って条文番号等の整備を行ったもので、内容に変更はございません。

詳細説明は以上でございます。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑につきましては明瞭・簡潔にお願いいたします。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 今回の改正については、住民にとってはどういうことになるのかをお伺いしたいと思います。

今までは、国は税法改正のたびに、消費税減税分の8割を法人税減税に充てるなど、法人、特に大企業にとっては有利な状況がほとんどでした。私は、住民を代表する議員として、いつまでもこの状況に甘んじることはできませんが、どのような税法改正なのか、つまびらかに示していただきたい。

先ほど、詳細説明がありましたけれども、これを見る限り、聞く限り、どうしても住民のためになっている条例改正というのがわかりませんけれども、そのことについて住民のためにどのようなことがあるのか、つまびらかに示していただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（杉 英樹君） お答えいたします。

住民にとってということ、一番目に見える部分につきましては、現行の制度の軽減措置のあつています固定資産税につきまして、さらに3年間延長されるようになります。

それと、法人関係につきましては、平成28年に国税のほうで改正されておりました延滞金の計算等につきまして、法人住民税等の計算にもその制度を改正して取り入れるということになりまして、地方税法等が改正されましたので、その分が町のほうの改正によって適用になると、いわゆる計算するときに控除する期間が出るということになります。

先ほど、何点か説明の中で、当町に該当する施設がないというところを申し上げましたけれども、その件につきましては、もともとの制度自体が、国が指定した地域というところ等が絡んでおりますので、現在、土地等について地域が指定されますと、固定資産税というよりも、土地の価格等の評価等に影響するために、宮崎県内においてはどこも指定されている区域がございませんので、高鍋町民に対してその適用を受ける住民はいません。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 確かに、固定資産税について3年間延長されると、これは町民によろしいんじゃないかという説明でありましたけれども、具体的には、前に聞いている状況なので、このことについて固定資産税が3年間延長されるということがどういったことなのか、そのことについて詳細に説明をお願いしたいと思います。

○議長（永友 良和） ここでしばらく休憩いたします。

午前10時40分休憩

.....
午前10時41分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

税務課長。

○税務課長（杉 英樹君） 固定資産税関係の現行の制度の延長ということでございますが、宅地、農地、その他もろもろ土地の種類がございますが、その件に関しまして一番わかりやすいものについて言いますと、新築の関係の期間の延長とか、家屋につきましては、新築から通常は3年と、そういうものが軽減されますけど、そういうものについてがまず一番、住民でわかりやすい部分かと思えます。

あと、負担調整というのが、いわゆる前年の評価と比べたときに、当然、一番マックスの状態までは負担水準というか、課税標準額が上がっておりませんので、徐々に評価替えのたびに上げている部分について、前年を超える場合には幾ら幾らまでとするというようないろいろ計算式がございますが、その部分について適用を延長するということとなりますので、単純に言いますと、土地の価格等、そういうものに対して課税される部分が、制度がなくなりますと、そのまま基準の額の最高額まで上がってはくるんですけども、一気に税が上がるのを抑制するために負担調整という制度がありますので、そういうものの細かいものが延長されることによって徐々に上がるという形になる形の制度になっております。

この制度につきましては、以前からあるものを急激に上昇しないための措置でありますので、なかなかちょっと見た感じでは、実際の住民のほうはわからない部分が多いのですが、徐々に上がっているというよりも、もともとの正しい価格に持っていくまでを徐々に計算しているということになります。

以上です。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） それでは、もう一つ、ちょっと聞きたいことがあるんですが、それは、今言われましたよね。新築に関してとか、いろんなもろもろあるという説明がされましたよね。でも、3年ごとに評価替えというのがありますよね、評価替えというのが。確かに、家の評価替えというのはそんなに、徐々にしか下がらないかもしれないけど、評価替えについては、路線価について大きな変化があるとき、そのときについては、上げるときには素早くするけれども、下がった場合にはあんまり素早く対応していないんですね。国税のほうも、町税のほうも多分対応していないと、私は今までの中では思っていますが、対応していると思われるかもしれませんが、それが見えない、町民にはなかなか。評価替えはあったのに、うちでいうなら路線価低いよねと、それなのに税金があんまり安うなっちょらんとよねという話とかがあるんですね。だから、そのことについては、住民

に対してどういうふうな説明をされてきているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（杉 英樹君） 住民に対してということですが、まず、今いただきました順次で答えさせていただきます。

土地につきましては、3年に一度という評価替えというところで路線価等の見直し、標準値といわれる、町内の87カ所だったと思いますけど、起点を設けて鑑定をした上で、評価をした上で課税をしております。

3年に一度の見直しというところで、言われるように、上がる場所と下がる場所というところは、それぞれ3年に一度なんですけど、今回、30年度が見直しということで改正になっております。ここにおいても大幅に変わっております。当然、道路の幅とか、そういうものが変わってきたりとか、いろんな施設までの距離等まで、それぞれを勘案した上で路線価を決定しておりますので、それについては、税務課といたしましては、増額のほうも減額のほうも正しくやっているというふうに認識をしております。

家屋につきましては、言われたように、徐々にしか下がらないというところではあるんですけども、それにあわせて評点数というものが変わります。家を再建築ということで作成し直したときに幾らという計算を、当初、新築の場合にするんですけど、それに関しまして、評点の見直しというのが全国的に行われますので、それにあわせて、今回でいいますと下がっておりますので、若干、毎年の部分の評価替えじゃないときからすると下がっている状況にあると考えております。

それと、国税のほうの関係の路線価の話ですけど、金額というのは、多分、町のほうで出しているものからのリンクをしているというふうには考えておりますが、もともと設定している路線価の区域の幅とかも違いますので、全くイコールではないので、町のほうの課税標準等につきまして、計算する際の部分について個人のほうから問い合わせがあった場合は、4月に縦覧期間等を設けていますので、個別に説明をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありますか。

○12番（中村 末子君） 議長、住民に説明をどうしているのかと。掲示しているから、そこは答えてもらわないと。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（杉 英樹君） 住民の説明につきましては、個別の納付書を発送する際に、チラシを別に印刷して入れさせていただいている部分で、内容等について、個別の案件で問い合わせ等については、個別に一応対応させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号を起立によって採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第37号専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）「高鍋町税条例の一部改正について」は承認することに決定いたしました。

日程第5. 議案第38号

○議長（永友 良和） 日程第5、議案第38号専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）「高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第38号（専決第2号）「高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について」提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布、同年4月1日から施行となり、税務事務に支障を来すため、関連します高鍋町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、やむを得ず専決処分をさせていただいたものでございます。

改正の主な内容といたしましては、基礎課税額に係る課税限度額の引き上げや軽減判定所得の改正等でございます。

以上、本案につきまして御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（杉 英樹君） 議案第38号高鍋町国民健康保険税条例について詳細説明を申し上げます。

別添資料の新旧対照表の21ページから22ページもあわせて御参照いただきたいと思います。

まず、第2条第2項ただし書き部分でございますが、基礎課税額に係る課税限度額を54万円から58万円に改めるものでございます。

次に、第23条につきましては、国民健康保険税の減額の対象となる所得基準の改正でございます。5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を27万円から27万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判

定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を49万円から50万円に改めるものでございます。

最後に、第24条の2につきましては、特例対象被保険者等に係る申告をする場合に、マイナンバーによる情報連携により把握ができれば、言いかえますと、提示を求められなければ、雇用保険受給者資格証明書の提示が不要になるということを規定したものでございます。

詳細説明は以上でございます。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） これも前議案と同じく、住民目線から考えて、このように改めることは、国保にしか加入できない世帯についてはどういうことになるのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（杉 英樹君） 今回の改正でどのように住民に影響があるかということで回答させていただいてよろしいですかね。

○12番（中村 末子君） はい。

○税務課長（杉 英樹君） 今回の改正によりまして、軽減判定に係る所得が変更されることによって影響される被保険者の数とか人数につきましては、基礎課税分におきまして、5割対象者が5世帯の9名ふえます。2割軽減対象者が8世帯の17名の増となります。介護納付金の課税分としまして、5割対象者が1世帯の2名の増、2割軽減対象者が3世帯増の人数で3名というふうになります。

直接的に人数だけで言えばあれでしょうから、金額に換算した場合ですけど、基礎課税分が約22万円、それから、後期高齢者課税分で8万2,000円、介護納付金が2万円ということで、合計で32万2,000円が29年度と30年度現時点での試算において変わるといことになります。要するに、その分減額になると、幅が広がったということになります。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 私、いつも考えると、このようにして所得の低い方、そして、年金でしか生活できない方、そして、いろんな事情で働けない方からすると、このように軽減措置を設けても、なかなか支払うことができない状況というのが増加してきているんじゃないかなというふうにちょっと気になる場所なんですよね。だから、そこら辺のところ、本当にどうやったら納めていただけるのか。そして、国民健康保険に加入するということは、税金をしっかりと納めていただくということが前提ですので、これに対して、例えば、資格証を発行するとか、発行しないとかということも含めて、税を課税するときにはそこまで考えて、状況的に考えていかないと、今の高鍋町で国保に加入している世帯の

資産状況、そして、収入状況というのをしっかりと多分把握されていると思うんですね。だから、そのことについて、どのような考え方でこの金額となったのかということが、非常に私はもっとふやしていいんじゃないかなと逆に思うんですよね。そうしていかないと、それが、だから、法令に違反するのか、高鍋町独自でやるから、独自で保険税が集まらないから困るんだとかいうことのどのような考えなのかなということがちょっと私はあるんですが、そのことについて、今度は制度が変わりましたので、県とのほかのところとの整合性というところも、ひょっとしたら考えられているんじゃないかなというふうに思うんですが、県内で見たときに、この金額というのは妥当なものなのかどうかというところの判断はどのようにされたのかをお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（杉 英樹君） 今回の改正におきましては、町が独自にどのという数字をはじめたものではございません。地方税法施行規則のほうの法の改正によりまして、要するに、課税できる限度額等、それから、軽減における判定基準を定めたものでございますので、当町での基準によって変更するものは、実際に個人個人に対して課税する部分の中の所得割等、均等割、平等割、そういうものについて勘案していくものでありますので、今回の部分について、高鍋町以外の町、県内の状況というものにつきましても、基本的には国の示した数字ということで考えておりますので、そこにおいては考えておりません。

それと、今言われました全体においてということで、それぞれの金額という納付の関係等につきましても、そういうのを一応考えた上で、町独自にそれぞれの軽減制度があったりとか、そういうもの等ございますので、その中でなかなか言われた状況に応じた納付のできないとかいう部分につきましては対応していつているところでございますので、簡単ですが、そういう説明にさせていただきます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 私がちょっと言葉が足りなかったというふうに思うんですが、実は、国が地方税法なり国保税法を変えるときに一番考えてほしいのは、地方自治の実態をしっかりと、高鍋町でもそうですけど、やっぱり把握して、それを上に申し述べないといけないんじゃないかなといつも思うんですね。というのは、都会地域とこういう田舎では実態ももちろん違いますし、それと同時に、高鍋町の皆さんの低所得の人たち、年金の低い方々を含めて、そういう方々の実態というのをしっかりと国に報告して、改正する場合にはこういうふうにしてほしいという要望書なりを出す必要があるんじゃないかなというふうに、私は長年、思ってきたんですね。だから、そういうことについては何か、国のほうに対しての行動を起こされたのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（杉 英樹君） その件につきましては、税務課としてはしておりません。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号を起立によって採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第38号専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）「高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について」は承認することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。11時10分より再開いたします。

午前10時57分休憩

.....
午前11時10分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

日程第6. 報告第1号

日程第7. 報告第2号

日程第8. 報告第3号

日程第9. 報告第4号

○議長（永友 良和） 日程第6、報告第1号平成29年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから日程第9、報告第4号平成29年度株式会社高鍋めいりんの里会計決算及び平成30年度会計予算についてまで、以上4報告を一括議題といたします。

町長の報告を求めます。

○町長（黒木 敏之君） 報告第1号平成29年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから報告第4号平成29年度株式会社めいりんの里会計決算及び平成30年度会計予算についてまでを一括して御報告申し上げます。

まず、報告第1号平成29年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが、町単独道路改良事業ほか8件の事業につきまして繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

次に、報告第2号平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが、工業用地造成事業につきまして繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げるもの

でございます。

次に、報告第3号平成29年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び平成30年度会計予算について及び報告第4号平成29年度株式会社めいりんの里会計決算及び平成30年度会計予算についてでございますが、これらにつきましては、いずれも地方自治法第243条の3第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

以上4件につきまして御報告申し上げます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 本来は、報告に関して、今までも随分簡素な内容での報告であったと思います。50%以上を出資している会社の報告もあり、余りにも簡潔過ぎるのではないかと思いますので、詳細な説明を求めたいと思います。

例えば、報告第3号、衛生公社のほうを見ていただくとわかると思うんですが、そして、報告第4号とあわせて見ていただければ幸いです。例えば、総合交流ターミナル施設、平成30年度の事業計画は書いてあるんですね。これは余りにも簡潔なんですけど、内容がですね。例えば、どんなことをこしは目標にして、例えば、めいりんの里であれば、年間目標の入湯者数は16万8,000人を目標としているということがあるけど、それに対するしっかりとした仕掛けというのがこの事業計画の中に入っていないというのが一つ、高鍋衛生公社の決算及び平成30年度会計予算については、その事業計画がなく、そして、どういうふうに職員というか、従業員をきちんとした形で雇用していくのか、どういった形でまた職員にいろんな資格を取らせていくのか、そういう明確な目標値がないとおかしいんじゃないかなと、今までも随分思っていたんですね。

でも、今までも、私もちょっといけないんですけども、報告については、あんまり質疑をするのは好ましくないというふうに私自身も思っておりましたけれども、しかし、余りにも変化がないということで、報告であつてもきちんとすべきじゃないかなというふうに思うんですね。私たちは、自治公民館であっても、事業計画についてはしっかりと地域の皆さんにお願いをして、そして、協力をしてくださいと、そして、これが遂行できるように、地区住民の皆さんの協力をお願いしますということで、ちゃんと皆さんにお示しをするわけですね。そういうことが、町が出資しているこういう団体がそういうことも示されないということについては、非常に私は、楽観的に見られているのか、おかしいなというふうに疑問に思ったことをしっかりと、疑問に思っていますよということをしっかりと皆さんにお伝えしないといけないかなと思いますので、その辺も踏まえた報告についてもう少し答弁をしてくださいじゃないんです。詳細な説明を求めたいと思います。

○議長（永友 良和） 副町長。

○副町長（児玉 洋一君） 衛生公社、あと、めいりんの里、それぞれ総会の中で事業報告ですね、決算報告、あと、事業計画の説明をされて承認を得ているというところ、この決算につきましても、監査のほうで監査報告までいただいていますということで、これにつきましては、議会の報告としましてはこの決算書、あと、事業計画ですけども、これを

御提出といたしますか、これをごらんいただくことで報告と、説明というふうにさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 高鍋町が50%以上を出資しているということは、町民にも知る権利があるんですね。町長が出しているわけじゃないんですよ。高鍋町が出しているんですから、私たちは町民の代表としてそれを知る権利があるし、例えば、そのことについて、多分あったと思うんですよ、総会が。総会なり、いろんな総会があったと思うんですよ。これについて、総会のときに、何かきちんとして町長としてそれにいられた、副町長か、町長か、わかりませんけれども、誰が出席されたのかわかりませんが、まあまああやあでやっていたのか、それとも、ちゃんとした形で総会にはやっぱり出席するじゃないですか。そのときに、いろんな形で意見を申し上げたのかどうかと、その確認もしなくちゃいけないなというふうに思っているわけですよ。だから、こんな報告書を出して、それで終わりという、自分は知っているからいいよと。自分は知っている、当然、総会に出たから、こんな意見も出ましたよ、こんな意見も出ましたよというのはわかるんだけど、それは書類には書いてありませんので、具体的にどういう意見が出たのかということも踏まえて、会議録を添付してくださいとまでは申し上げませんが、要点筆記ぐらいは添付されてもよろしいんじゃないかなというふうに思ったんです。そうでないと、住民の方々は知る権利というのを奪われてしまいますので、その報告をしていただきたいと思います。できないということであれば、それはやむを得ないと。報告に対して質疑はできませんので、基本的に。質疑はしないと、私は基本的に思っておりますけれども、報告しないということであれば、ああ、そうかと、わかった、報告義務はこれだけで済まそうとしているんだな、執行部はというふうに、私はそのように理解をしますので、私にそういうふうに理解されてほしくなければ、ちゃんと総会に出席されたその意見を求めてですね、意見があるならば、そのことについては会議録を出してくださいとは言いませんけれども、そのとき、お話があったことについてのかいつまんだことについては御報告していただければ、より鮮明に高鍋町が出資している。普通の株式会社だったら、ここが株式会社だったら、株主に報告しないというのはちょっと違いますよね。株主には報告しますよね。株主総会に代表で出ていらっしゃるだけであって、総会には。本当は町民全部が参加していると思っていただいても結構だと思うんですよ。だから、そういう認識がないと、非常に報告がないわけですよ。報告も簡素になるんですよ。だから、例えば、これだけすればいいという法律的には確かに決まりがありますけれども、その法律の決まりとは別に、住民の皆さんからの感情というものを考えたときには、私たち議員としては、本当に50%以上を出資しているという状況であれば、当然、どのような内容で総会が終わったのか、そのところを書類だけではなく、内容の内示というのもしっかりと聞きなればと思ひまして、手を挙げた次第でございます。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 第19期までこのような報告であったというふうに聞いております。だから、19年にわたって報告があったのが、急にまたそういうことを言われても困るんですけども、それと、株主総会は株主の総会でございますので、その場で意見も出ますし、それについては議論もあります。そして、めいりんの里につきましては、運営委員会、評議委員会もございまして、運営委員会での意見、評議委員会での意見、そして、株主総会での株主が集まった意見・議論があるという会でございますので、基本、株主じゃない方はこれに参加できないことになっておりますので、今まで19年間、このような報告であったと認識しております。

以上でございます。

日程第10. 同意第4号

○議長（永友 良和） それでは、日程第10、同意第4号教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 同意第4号教育長の任命について提案理由を申し上げます。

現教育長の島埜内遵氏が平成30年6月30日をもって任期満了になりますことに伴い、新たに川上浩氏を教育長として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は、平成30年7月1日から平成33年6月30日までの3年間でございます。

このことにつきまして御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、略歴の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） それでは、略歴の御紹介を申し上げます。

氏名、川上浩、生年月日、昭和32年5月3日、現在61歳でございます。現住所、宮崎市旭1丁目7番12号、最終学歴、昭和55年3月、北九州大学文学部卒業、職歴等、昭和55年4月、宮崎県立宮崎西高等学校教諭、昭和60年4月、宮崎県立日南高等学校教諭、平成8年4月、宮崎県立五ヶ瀬中学校・五ヶ瀬高等学校教諭、平成11年4月、宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校教諭、平成14年4月、宮崎県教育庁教職員課高等学校人事係主査、平成16年4月、宮崎県立大宮高等学校教諭、平成20年4月、宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校（後期課程）教頭、平成23年4月、宮崎県立宮崎西高等学校・宮崎西高等学校附属中学校教頭、平成25年4月、宮崎県立日南振徳高等学校校長、平成28年4月、宮崎県立宮崎大宮高等学校校長、平成30年3月、同校を退職され、現在に至っております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） ちょっと何点かありますので、ゆっくり読み上げます。

この案件は、まず、現教育長がいらっしゃいますので、ちょっと唐突な質疑になるかもしれませんが、お許し願いたいと思います。

現教育長は元気なようですので、健康上の理由があるのかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

そして、今度は、ずっと経歴を、略歴を見ていただいたらわかるように、高鍋町には1回も赴任されたことがない。高鍋町というか、高鍋町にある高校には赴任をされたことがないという状況の中で、今までは、慣例と言っては何ですけれども、大体、教育長の任命に当たっては、ほぼ小・中学校の校長先生を退職された方々が歴代教育長になっていただき、高鍋町内の教育環境整備についてしっかりと把握されておられるということを前提に恐らく提案をされてきているというふうに私は聞き及んでおります。だから、そのことから考えたときに、私が議員になってからですけれども、その前がどうだったかというのはいわかりませんが、少なくとも私が議員になって27年間、そういうことは一度もございませんでしたので、何か目的があってこのような人事とされたのか、私はそのところがちょっと、きちんとわけを知りたいなど。だから、目的があってちゃんとこういう人事にされたのであれば、今度は県立高校を退職された方ですので、町長が、例えば、中高一貫校とか、そういうものを目指して、例えば、そのつなぎをつくっていくためのこれは足がかりであるというふうに私はなんか見えて、そういうふうに思われたのかなというふうに、これを見る限りではそういうふう感じたんですね。だから、そのところがあって、じゃあ、なぜなのかと。だから、現教育長が目の前にいらっしゃるので、あんまり言いたくはないんですけども、少なくとも健康上の理由があるのか、何があるのか、町長の方針なのか。人事権は町長にありますので、教育委員会も現在は町長にありますので、私が口を挟む筋合いではありませんが、質疑をする権利はありますので、質疑をさせていただきます。そのことについて、町長にお答え願いたいと思います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） まず初め、現島埜内教育長については、非常に健康は全然大丈夫だと思いますし、私ももう若いころからの同級生でございますが、よく知っていますし、人格、人間性、それから、教育に対する情熱、実行力、行動力、もうすぐれたものがあり、任期中に大きな高鍋町の学力の向上、あるいは、教育の改革を実行していただきました。そのことはよくわかっておりますし、健康的にもいろんな面でもまだまだ元気でございますから、ほかの立場でまた高鍋町の教育・文化等、働いていただければと思います。

また、今回の川上様の就任についてでございますが、もちろん、高鍋町以外の方が教育長になるのは初めて、高鍋町の歴史上でも初めてのことであるかと思えます。

また、今回の人事は、県下でもかなり注目を浴びる人事になると思います。大宮高校の在任中において、中高一貫の経験もあられ、そして、高鍋町の一番の問題であります町外へ中学生が流れて高校に行く、そのあたりの改革をぜひともお願いしたいという、議

員のお尋ねのとおり、中学から高校が高鍋町で非常に定着するような、そのことをかなりお願いした上での、三顧の礼を尽くしてのお引き受けいただく人事となったということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 三顧の礼を尽くされたのであれば、それは当然こうやって出てくるんだろうと思います。私が考えたとおり、中高一貫教育のための足がかりをここでつくりたいという町長の思いもよくわかりました。

しかし、中高一貫教育というのは並大抵のことでない。ここで中学生が高校を選ぶときに、できる子は、ちょっと成績のいい子どもたちは、もう小学校6年生か中学校になるときから、別の学校に行くわけです。それぐらいの意識を持って、自分は将来、何になりたいんだ、どこに就職したいんだ、どこに行きたいんだということを、目標を持っている子どもたちは、親と子で話し合っ、もう小学校・中学校に入学するときからちゃんと目標を持ってやっているわけですよ。

○議長（永友 良和） 中村議員、いいですか。ちょっと簡潔にお願いします、質疑ですから。

○12番（中村 末子君） いやいや、ちょっと待って、質疑だけ。

だけど、そういうことを考えたときに、まず、中高一貫教育の中学生が流れるということについては、しっかりと親の意見も聞かないと、私ははっきりしないと思うんですね。幾ら私たちがどんなに頑張っても、どうしますか。中高が一貫教育になったとしても、そこに行きたくないという人が多ければ、成功するはずがないじゃないですか。だから、そのことを考えたときに、中高一貫教育が、これで足がかりができるというふうに町長は確信を持っておられるのかどうか、そこのお伺いします。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 中高一貫というのは、さまざまな中高一貫のやり方、方法というのがあるようでございますので、それは、私、いろいろと研究をしていかねばならない方法が幾つかあるということだろうと思います。

そして、また、町民の方々、私が接する方は、町外に子どもたちが流れていくというのは何とかしなければならぬ、特に「文教のまち高鍋」と言われたところが、基本的には高鍋で、高鍋高校までの流れ、高鍋農業高校までの流れというのをつくっていかなくちゃいけないという要望があるわけでございます。その流れを変えていく、あるいは、その中でも方向をつくっていくというのは、基本、皆様方の要望であり、それに応えていかねばならないという方法の一つであり、私も一応、そういう方向でいくというふうに皆さんに伝えておりますので、文教のまちとして、中高一貫のさまざまないろんな取り組みの方法はありますので、いろんな方法の選択、それから、子どもたちが高鍋で高校までの教育を受けたいというような形までつないでいくと。そのことを取り組んでいくというのは非常に大事なことであり、最初から諦めてはいけないということだと考えております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略します。

これから同意第4号を起立によって採決します。

本件は同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数であります。したがって、同意第4号教育長の任命については同意することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

午前11時31分休憩

.....

午前11時33分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

日程第11. 議案第39号

○議長（永友 良和） 日程第11、議案第39号平成30年度高岡・上永谷線道路改良工事（その4）請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第39号平成30年度高岡・上永谷線道路改良工事（その4）請負契約書について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 平成30年度高岡・上永谷線道路改良工事（その4）請負契約につきまして詳細説明を申し上げます。

契約の目的でございますが、高岡・上永谷線道路改良工事、工事場所は高鍋町大字南高鍋字穂先田中嶋ノ一、契約の方法は指名競争入札、契約金額は1億1,178万円、契約の相手方は、住所が宮崎市天満2丁目6番13号、九州建設工業株式会社代表取締役山下寛治でございます。

なお、この工事につきましては、平成30年5月22日に指名競争入札を行っております。

参考までに指名業者を申し上げますと、※株式会社尾鈴建設、九州建設工業株式会社、パシフィック建設株式会社、株式会社増田工務店、株式会社ビズの6社でございました。

※ 後 段

以上です。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） いつもお伺いすることですが、上限・最低制限価格についてはどうだったでしょうか。これは提示してあると思いますので、落札率については何%であったか、また、この問題について、談合などについての調査は行われたのかをお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 申しわけございません。先ほど、入札参加業者、一部漏れがございました。株式会社津房産業が漏れておりました。申しわけございません。訂正をさせていただきます。

今御質疑いただきました件についてでございますが、落札率は96.6%でございます。

予定価格は公表をしております。予定価格につきましては1億1,568万円でございます。

談合等につきましてでございますが、入札時に工事積算内訳書のほうの提出をいただいております。適切に見積もりがされていることを確認しております。

以上です。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） やはりみんなね、今、仕事がないものだから、業者の皆さんがあっちこちから電話をいただくんですね。そうすると、なぜかしらどういうことか、談合があるっちゃないかというような話があるんですね。おまけに、今度は、確かに高鍋町に居住はされておられます、代表者はですね。そして、でも、事務所がどうしても宮崎に移ってしまったということで、そのことについて、高鍋町の人からは、高鍋町の事業者は何で、いつも高鍋町の事業者を育成すると言っているのに、何で高鍋町の事業者じゃなかったのかというところで、非常にみんな疑問を持たれているということがあったんですよ。だから、そのことが、私、この契約の案件は言ったこともないのに、誰にも言ったことないのに電話がかかってきてそういうお話があるということ自体、いろんなところでまたにそういう契約のことがうわさになっているんだなというふうに私は理解するんですよ。だから、このことが住民の誰とは言いませんけれども、私の着信履歴は教えられませんけど、そういうふうにして電話がかかってくるということ自体があんまりいい状況ではないというふうに思うんですね。誰がどこでどんなことを言っているのかということはお調べになればわかると思うんですが、でも、少なくともこの問題については、談合の問題についてはしっかりと状況を把握して、私も電話のあった方にはしっかりと説明をしないといけませんけど、再度質疑を行います。談合については、調査はされたんですね。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 繰り返しになりますが、入札時において積算内訳書の提

出をお願いしております。それを確認しておりますので、適正に見積もりがなされたというふうに確認をしたところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号を起立によって採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第39号平成30年度高岡・上永谷線道路改良工事（その4）請負契約については原案のとおり可決いたしました。

日程第12. 議案第40号

○議長（永友 良和） 日程第12、議案第40号樋渡地区津波避難タワー建設工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第40号樋渡地区津波避難タワー建設工事請負契約について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 樋渡地区津波避難タワー建設工事請負契約につきまして詳細説明を申し上げます。

契約の目的でございますが、樋渡地区津波避難タワー建設、工事場所は高鍋町大字北高鍋2100番地72、契約の方法は指名競争入札、契約金額は8,085万9,600円、契約の相手方は、住所が高鍋町大字持田1582番地、株式会社岩切建設代表取締役社長岩切洋でございます。

なお、この工事につきましては、平成30年5月22日に指名競争入札を行っております。

参考までに指名業者を申し上げますと、株式会社増田工務店、株式会社岩切建設、株式会社山口鉄工建設、有限会社松浦工務店の4社でございました。

以上です。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 蚊口西の二地区の津波避難タワーを調査してきました。指名業者を選定するに当たり、鉄骨組み立て及び長持ちするための技術などについてはどのような内容で審査に当たり、そして、今度は、指名入札に入った業者が町内業者のみというふうに、先ほど多分言われたんじゃないかなと思います。それから考えると、鉄骨組み立て及び長持ちするための技術ですね、それから、県内業者の中でももっと安価に仕上げることのできる選定はできなかったのかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

そして、もう一つは、これも前の議案と同じく、上限・最低制限価格についてはどうだったのか、落札率及び談合などの疑わしいことはなかったのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 副町長。

○副町長（児玉 洋一君） まず、先ほどの指名業者のことですけれども、指名審査会で決定をしたわけですから、建設に当たっての技術力、それについては、今回指名をしました業者、町内業者ですけれども、そこで技術力があるという判断をしました。そこで指名をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） まず、予定価格でございますが、8,515万6,000円でございます。

入札につきましては、落札率につきましては95.0%でございます。

なお、こちらにつきましても、工事積算内訳書のほうの提出をいただいております。確認をいたしました。適正に見積もりがなされているところを確認したところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 確かに技術力もあると。だから、なぜ町内の業者だけにしたのかということは聞きたいわけですね。先ほどの議案第39号については、確かに本人は高鍋町に住んでおられますが、事務所が宮崎にあるわけですね。そうすると、町内業者を育成するという状況からすると、またちょっと違うんじゃないかというところもあるとは思うんですね。その辺から考えたときに、県内の業者でいけば、これは当然、鉄骨でそのまんま素ではできませんので、どぶ漬けをしたりとか、いろんなことがあると思うんですね。高鍋町内には、多分、どぶ漬けできる会社はいなかったと思いますので、だから、そのことを考えたときに、県内業者の中でもっと安価で、直でできるところがなかったのかということなぜ研究されなかったのかなということが気になるんですね。というのは、

津波避難タワー建設については皆さんの要望がありますので、当然つくっていただきたいということは、もう私も当然要望しているほうですから、それはつくってほしいと。しかし、町内の業者にもしてほしいけれども、反面、事業費としては、高鍋町の財政を考えたときにもっと安くでできるんじゃないかということも住民の方の中から出るわけですね。だから、お金としては、金額としては、じゃあ、これよりもっとひよっとしたら安価でできたんじゃないかというふうにもちょっと私も聞いたところがありますので、どなたからというわけにはいきませんが、そういうことも含めて、県内業者を選定業者にすることは考えなかったのかどうか、そこだけちょっと確認したいと思います。

○議長（永友 良和） 副町長。

○副町長（児玉 洋一君） まず、町の考えとしては、町内業者の育成というのがあります。九州建設工業については、本社は宮崎市なんですけれども、営業所がこの町内にもございます。基本、町内に事業所があることが前提ですので、それが一つなので、クリアをしているというふうに判断をしています。

今回の避難タワーの建設についても、先ほど、判断をした結果、技術力があると。鉄筋コンクリートですね。鉄筋コンクリートです、この避難タワーについては。その技術力があると。そうすると、町内の業者育成という視点で町内の業者を指名しました。

もっとほかの町外業者、大手の業者に発注すれば、もっと安価でできたんじゃないかという話なんですけれども、予定価格というのがございます。それを下回る価格での落札ですので、そこについては適正というふうに判断をしております。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号を起立によって採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第40号樋渡地区津波避難タワー建設工事請負契約については原案のとおり可決いたしました。

日程第13. 議案第41号

○議長（永友 良和） 日程第13、議案第41号一ツ瀬川営農飲雑用水公益水道企業団規

約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（黒木 敏之君） 議案第41号一ツ瀬川営農飲雑用水公益水道企業団規約の変更に関する協議について提案理由を申し上げます。

本案は、同企業団の給水区域である雲雀山地区において現在建設中である宮崎キヤノン株式会社新工場への給水を本町水道事業で対応するための同企業団規約変更の協議を行うため、地方自治法第290条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 議案第41号一ツ瀬川営農飲雑用水公益水道企業団規約の変更に関する協議につきまして詳細を説明させていただきます。

現在、雲雀山地区に建設中であります宮崎キヤノン株式会社高鍋工場につきましては、当初、同企業団からの給水を予定しておりましたが、水利計算を行ったところ、工場使用水量が同企業団の配水有効量を超えていることが判明いたしました。配水有効量を超えて給水を行いますと、広い範囲で水圧・水量不足が生じてしまいますが、有効量を確保するためには、管路の新設など、大きな費用がかかります。そこで、高鍋町水道事業において水利計算を行ったところ、十分な配水有効量があり、給水対応が可能であるという結論を得たところでございます。

しかしながら、水道事業経営の許可条件の一つとしまして、水道法におきまして、「ほかの水道事業の給水区域と重複してはならない」と規定されておりますことから、今回、同企業団規約の別表「給水地区名」中、「雲雀山」を「雲雀山の一部」に改めるものでございます。

なお、同企業団は、西都市、高鍋町、新富町及び木城町を関係地方公共団体とする一部事務組合でございますので、規約の変更にあたっては、地方自治法第286条及び第290条の規定により、関係地方公共団体での議会の議決を経た上で協議を行い、議決書及び協議書を添えて、県に対して規約変更の許可申請を行うこととなっております。したがって、今回、西都市、新富町及び木城町におきましても、本案と同じ議案を提出させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 宮崎キヤノン進出によるものであるとの説明があり、また、変更することで私がちょっと気になったのは面積の部分で、一ツ瀬川営農飲雑用水の公益水道企業団ですね、これが問題は生じないかどうか、そこが一番心配なんです、面積がどれくらい減るのか、ちょっと私も、南九州大学跡地の問題で、結構広い敷地だったと、私、

記憶している状況がある。30万平米やったっけ。大体それぐらいだった。だから、ちょっと大きな地域だったものだから、だから、これだけが減っても、それでなくても、一ツ瀬川のパイロット事業というか、かんがい事業は、要するに、事業の区域が少なく、あっちこっちを足しながら、やっと面積を確保してきた状況がこぞずっとありましたので、40年来ありましたので、そここのところがクリアできるのかなというのが非常に心配なんですよね。そこがもうクリアできるのであれば私も安心なんですけど、だから、そここのところで、もし県とか国とも、多分時効になるんじゃないかなとは思いますが、でも、そここのところの確認をしておかないと、私もあのとき賛成したがなというふうになってくると非常に困りますので、確認だけしておかないといけないなというふうに思ったんですね。後になって面積の問題が生じてくると非常にまずいと思いますので、これは、高鍋町だけではなく、ほかの西都、木城、そして新富の皆さんに多大な御迷惑をおかけするということになると思いますので、確認だけさせてください。

○議長（永友 良和） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 協議と一緒に入っておりましたので、私のほうから説明いたします。

面積は、結構広い面積がございますが、あそこにつきましては、給水が給水戸数として、1戸として計算しております。ということで、面積は関係ございません。県ともその点につきましては協議をいたしました。今回は、面積を表記するのではなくて、区域の一部ということでの変更になりますので、その点は問題ございません。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号を起立によって採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第41号一ツ瀬川営農飲雑用水公益水道企業団規約の変更に関する協議については原案のとおり可決いたしました。

日程第14. 議案第42号

日程第15. 議案第43号

日程第16. 議案第44号

日程第 17. 議案第 45 号

日程第 18. 議案第 46 号

日程第 19. 議案第 47 号

日程第 20. 議案第 48 号

日程第 21. 議案第 49 号

日程第 22. 議案第 50 号

日程第 23. 議案第 51 号

日程第 24. 議案第 52 号

○議長（永友 良和） 次に、日程第 14、議案第 42 号町道路線の認定についてから日程第 24、議案第 52 号平成 30 年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）まで、以上 11 件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第 42 号町道路線の認定についてから議案第 52 号平成 30 年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）までを一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第 42 号町道路線の認定についてでございますが、本案につきましては、道路敷として町に譲与されました道路を塩田 2 線、塩田 3 線、塩田 4 線、塩田 5 線として町道を認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 43 号町道認定路線の変更についてでございますが、本案につきましては、このたび、宮崎キヤノン株式会社の進出により、従業員の通勤路のアクセス道路として、県道日置南高鍋線の水谷原地区から工場までを結ぶ区間を 1 つの路線として神祭野・式本松線の起点の変更を行い、水谷原・式本松線としてこのたび路線が分断されます。水谷原・神祭野線の水谷原 1 線と神祭野 1 線として変更するとともに、水谷原・雲雀山線の起点を県道接続から町道接続として起点の変更をするため、道路法第 10 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 44 号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、本案は、高鍋町美術館、町立高鍋図書館、高鍋町歴史総合資料館及び中央公民館を社会教育施設としてこれらの施設を総合的に管理し、円滑な運営を図るため、社会教育施設長を設置するとともに、あわせてその報酬額を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 45 号高鍋町税条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び生産性向上特別措置法が公布されたことに伴い、関連します高鍋町税条例の一部を改正する必要が生じたので、所要の改正を行うものでございます。改正の内容といたしましては、生産性向上特別措置法に規定する先端設備導入計画の認定を受けた中小事業者が同法に規定する先端設備等を取得した場合に特

例措置を受けられるというものでございます。

次に、議案第46号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、国民健康保険事業を運営する県に納める納付金を確保するため、国民健康保険税の税率を基礎課税額においては所得割額及び平等割額の引き下げ、後期高齢者支援金等課税額においては所得割額及び均等割額の引き上げ、介護納付金課税額においては所得割額の引き上げを行うものでございます。

次に、議案第47号高鍋町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、都市公園法施行令改正に伴い、本条例において都市公園内の運動施設の面積比率を定めるものであり、割合につきましては、国の基準を参酌し、100分の50とするものでございます。

次に、議案第48号高鍋町公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてでございますが、本案につきましては、各施設における指定管理者制度導入を検討していく際に、円滑かつ迅速に対応できるよう、あらかじめ条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第49号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億9,175万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億1,755万4,000円とするものでございます。補正の主なものは、目録管理システム開発委託、埋却地再生整備事業、農業基盤整備促進事業、六次産業化支援体制整備事業、産業後継者親元就業奨励補助金、宮崎キヤノン株式会社進出に伴う周辺道路整備事業、キャリア教育支援センター設置運営委託、コミュニティ助成事業、秋月墓地周辺測量調査委託等でございます。財源といたしましては、国・県支出金、繰越金及び町債等でございます。あわせまして、地方債につきまして、防衛施設周辺道路改修等事業の追加及び町単独道路改良事業ほか1件の変更を行うものでございます。

次に、議案第50号平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、高鍋町国民健康保険税条例の一部改正に伴う補正で、歳入歳出予算の総額に変更はなく、国民健康保険税と繰越金間での財源調整を行うものでございます。

次に、議案第51号平成30年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ80万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億2,775万3,000円とするものでございます。補正の内容といたしましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修費を増額するもので、財源といたしましては、一般会計からの繰入金でございます。また、あわせまして、要支援者のグループホームサービス利用に伴い、地域密着型介護サービス給付費から地域密着型介護予防サービス給付費へ予算を組み替えるものでございます。

次に、議案第52号平成30年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億700万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億6,545万4,000円とするものでございます。今

回の補正につきましては、宮崎キヤノン株式会社新工場で使用します上水道の供給に関連する工事経費の積算が完了したことによるもので、補正の内容といたしましては、歳出では、町水道の引き込みに伴います委託料及び工事請負費の増額、歳入では、工事負担金の増額でございます。

以上11件の議案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後0時05分散会
